

No 276

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	難病対策地域協議会運営	開始年度	平成 27 年度
所 属	みなと保健所健康推進課地域保健係		
所 管 課 長	みなと保健所健康推進課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	② 支え合いによる地域保健機能の強化		

事業概要	
事業の目的	難病患者の地域参加を支援するため、患者本人及びその家族、患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、情報共有や協議を行い、難病患者の地域における支援体制の整備について協議することを目的とします。
事業の対象	区民の難病患者及びその家族
事業の概要	難病患者の地域参加を支援するため、患者本人及び患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
根拠法令	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」第32条、港区難病対策地域協議会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	難病対策地域協議会開催回数			指標2	協議会委員の出席者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2	1	50.0%	平成27年度	8	6	75.0%	平成27年度			
平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	8	6	75.0%	平成28年度				
平成29年度	1	—	—	平成29年度	8	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	特別区でも難病対策地域協議会を設置し、難病の患者とその家族のための支援体制を構築するため、協議する場を設けているのは、港区だけです。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	406	406	0	0	0	0	0	0	406	156	38%
平成28年度	137	137	0	0	0	0	0	0	137	98	72%
平成29年度	120	35	85	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	国の感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の難病特別対策推進事業費補助金を申請して、交付を受けており今後も財源の確保を図ります。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	国の感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の難病特別対策推進事業費補助金交付を受けてます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	難病患者やその家族から、医療や福祉、生活や仕事に関する不安等の相談や、情報の一元化等の要望等があり、患者の支援体制整備に関するサービスの案内等需要が見込めます。 今後も区民ニーズを反映するため、協議会を定例的に開催し、港区の難病患者とその家族の支援体制の構築に向けて協議していきます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	平成28年10月1日現在で都が都内の保健所設置市及び特別区について行った調査では、設置は港区のみであり、平成28年度中設置予定1自治体、29年度以降設置予定が4自治体でした。
区関与の必要性（実施する必要性）	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」第32条では、「特別区は難病の患者への支援の体制を整備するため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする。」とされており、区がこの協議会を設置し運営する必要性があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	対象外
事業の課題	都道府県単位では、当協議会は設置されているが、特別区を含め市町村レベルでは、類似事業に取り組んでいる事例は少なく、先行自治体の例を参考にしたり、比較検討することによる事業構築が難しく、専門的な分野であることと合まって、協議会で協議された内容について、どのように難病の患者の支援体制を構築する今後の方向性に繋げていくのかは、検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	患者団体、保健所、医療機関、福祉事業者、医師会等が情報を共有し、連携の緊密化を図れるよう、会議の開催時期・回数等の工夫に取り組みます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	「難病の患者に対する医療費等に関する法律」第32条では、「特別区は難病の患者への支援の体制を整備するため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする。」とされており、必要性は高いと考えます。
② 効果性	4	難病の患者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して在宅療養支援を受けられることを目指して、患者及びその家族、医療・看護・福祉の関係者が協議会の場で一堂に会して、支援体制の構築や、医療、福祉等の課題や情報共有を協議することは、効果的です。
③ 効率性	4	難病の患者及びその家族、医療・看護・福祉の関係者が協議会の場で一堂に会して、支援体制の構築や、医療、福祉等の課題や情報共有を協議することは、個々に情報交換や協議を行うより、効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	難病患者の地域参加を支援するため、患者本人及び患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う協議会は、区や関係機関等と重層的な連携体制を構築する役割を担うこととなります。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No 277

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	精神障害者デイケア事業	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑨ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	回復段階にある精神障害者を対象に、集団生活指導等を実施することにより社会復帰に必要な適応能力の向上を図り、社会復帰の促進及び福祉の増進を支援します。
事業の対象	区民で、15歳から65歳までの回復段階にある通院中の精神障害者で、参加について主治医の了解を得られた人。および地区担当保健師が関わっている人。
事業の概要	<p>社会復帰を促進するために必要な、日常生活の適応を図るための生活指導、対人関係改善を目標とした集団活動等を実施します。</p> <p>【募集】 随時 【受付】 地区総合支所地区担当保健師が受付、デイケア担当医が面接の上、見学参加を決定します。 【決定】 見学参加後、申請書、主治医意見書等を基に会議を経て、保健所長が正式参加決定します。 【費用】 原則、無料。ただし、プログラムにより材料費、交通費等必要な場合があります。</p>
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4、46条 港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱、港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領

事業の成果												
指標	指標1	デイケア実施回数			指標2	デイケア参加者数(登録数:実数)			指標3	出席率が7割以上の参加者割合		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	48	48	100.0%	平成27年度	21	22	104.8%	平成27年度	69.6	67.0	96.3%
平成28年度	48	48	100.0%	平成28年度	22	21	95.5%	平成28年度	67.0	23.8	35.5%	
平成29年度	48	—	—	平成29年度	21	—	—	平成29年度	23.8	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>実施要綱より、原則年間48回の実施を予定しています。定員は、会場の広さやスタッフの数等から考えて概ね25人と設定しています。長期入院精神障害者の地域移行の促進がされており、入院されている方の退院後の通所場所の選択肢の一つとなっています。平成28年度デイケア修了者の内訳は、就労1人・就労継続支援B型移行2人でした。平成29年4月時点の登録者15名のうち、就労継続支援A型事業所所属2名、就労継続支援B型事業所所属4名、デイケア以外は所属なし9名となっています。平成28年度出席率の低下は、体調が不安定で一時的に長期欠席をされた方が複数いたり、就労継続支援事業所と並行して参加されている方の都合による欠席が要因だと考えられます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,263	3,263	0	0	0	0	-2	0	3,261	2,958	91%
平成28年度	3,175	3,175	0	0	0	0	0	0	3,175	2,904	91%
平成29年度	3,312	3,312	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	プログラム「所外活動」「外出」等では、福祉サービス（都営交通無料パス、手帳所持による無料施設の活用等）を積極的に活用し減額を試みています。また、創作やスポーツに活用する物品の再利用を行っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	地域移行支援事業（退院促進/東京都）が進んでおり、今後も就労前の最初の居場所、または就労のステップに進めない方の場所としてニーズが存在します。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも多数、同様の精神障害者社会復帰事業を実施しています。区内精神科医療機関でも主治医の元でデイケアを実施しているところがありますが、リワーク（復職支援デイケア）や家族関係に焦点を当てたものなど、目的が違います。保健所のデイケアは医療機関の定めがなく利用でき、地区担当保健師と連携しながら実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	地域移行支援事業（退院促進/東京都）が進んでおり、今後も就労前の最初の居場所、または就労のステップに進めない方の場所としてニーズが存在します。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	参加者の年齢や病状に差があるため、参加者が同様の満足感や達成感を得ることが難しい状況は継続した課題です。平成28年度も就労移行を意識したプログラムを取り入れました。しかし病状が不安定だったり、参加開始したばかりの方もいる状況もあるため、焦らずに各々に合った支援をしていく必要があります。今後もステップアップを目的としたプログラムを実施することは必要です。その際は各参加者の能力や状況等を把握し、丁寧に対応する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	区民のニーズや社会情勢を考慮し、対象者の特徴に合わせた運営方法を検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	事業が必要な区民が、適切なタイミングで利用できることが大切であり、地区担当保健師と連携を取りながら、地域の中で社会復帰を促進できる意味でも、事業継続は必要です。
② 効果性	5	安全で安心して継続的に参加できる場として、参加者の意見を取り入れたプログラムを毎週開催できています。次のステップへ進む人もおり、実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	参加希望を受けた後、事業担当医師の面接や会議を経ての利用決定は妥当です。医師、保健師、心理職、作業療法士が事業担当、総合的に支援できています。プログラムは参加者の意見を取り入れ、個人での体験が難しい「外出」「料理」などを企画しており、参加意欲の維持・向上に効果を有し、実施体制に無駄はありません。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	回復段階にある精神障害者の活動の場の1つであり、社会復帰の第一歩となる事業であることから、継続的な開催が必要です。病気の再発者に対しても有効に機能していることから、現状維持での事業継続が必要と考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No	278	平成29年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	精神保健福祉連絡協議会	開始年度	平成	11 年度
所属	みなと保健所健康推進課保健指導調整担当			
所管課長	みなと保健所健康推進課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める			
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援			

事業概要	
事業の目的	港区における地域精神保健福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
事業の対象	保健医療関係機関（病院・診療所）、福祉関係団体（民生委員、社会福祉協議会、家族会、社会復帰施設等）、関係行政機関（警察署、消防署、職業安定所、東京都中部総合精神保健福祉センター）、学識経験者、区関係機関、自殺対策専門団体
事業の概要	<p>委員任期2年の会議体で、港区の地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進していきます。原則年2回開催します。港区精神保健福祉協議会の下部組織として港区精神保健福祉検討委員会を設置し、年3回開催しています。（平成25年度より、2回の協議会のうち1回を自殺対策に特化した協議内容とする）</p> <p>【協議事項】</p> <p>①精神保健福祉の推進に関すること          ②精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること          ③関係機関、団体等の協力体制の整備、調整に関すること          ④精神保健福祉関連組織、協力団体の育成に関すること          ⑤その他精神保健福祉活動に関すること          ⑥自殺対策に関すること</p>
根拠法令	港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	開催回数			指標2	参加機関数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	5	4	80.0%	平成27年度	70	60	85.7%	平成27年度			
	平成28年度	5	4	80.0%	平成28年度	70	52	74.3%	平成28年度			
	平成29年度	3	—	—	平成29年度	57	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>多機関の委員からなる協議会のため、年間開催数（協議会2回・検討委員会3回）の予定でしたが、検討内容の見直しを行い、検討委員会を一回中止しました。また、検討会の内容の見直しにより、当初予定していた関係機関を減らしたため、実施した会議の参加予定機関(57機関)中では91%以上の委員が出席しています。欠席機関は毎回異なり、協議会開催日の日程調整ができなかったためと思われます。また、上記計上の関係機関の他に、1回目の協議会には、自殺対策関係機関連絡会を同時に開催しており、5団体の関係機関に専門機関として参加していただきました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	311	311	0	0	0	0	0	0	311	230	74%
平成28年度	287	287	0	0	0	0	0	0	287	245	85%
平成29年度	245	245	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	精神保健福祉検討会の外部委員の報償費について、現状に合わせて減額しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	委員の報償費や協議会・検討委員会開催時の資料作成や運営に必要な費用及び連絡に必要な役務費のみ予算要求しています。委員との連絡に関しては利便性・即時性・経済性を考慮し、できるだけ電子メールや交換便を利用しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	港区の精神保健福祉について各方面の機関が協議できる場となっています。精神保健福祉を取り巻く法の改正や社会情勢の変化により、協議会等の関係機関の連携は精神保健福祉の推進のために必要です。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	特別区の中で精神保健福祉連絡協議会(精神連絡協議会)の類似会議を設置している区は港区を含め10区あります。(平成28年12月1日現在)
区関与の必要性 (実施する必要性)	この会議は、港区全体の精神保健福祉施策を協議する場であり、関係機関の連携を強化する場であるため、区の関与は必要です。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	社会情勢の変化や精神保健福祉法の改正等に伴う区の体制等に応じて、協議会の位置づけを見直す必要がある可能性があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	社会情勢の変化や精神保健福祉法の改正等に伴い、協議会の位置づけを見直す場合は、庁内外の全体的な調整を行います。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初と目的は一致しています。社会情勢の変化に応じて協議会で検討内容も変化させていく必要があり、検討委員会の内容を見直しました。次年度は自殺対策実務者の連絡会、思春期こころのネットワークについて検討を深める予定です。
② 効果性	5	協議会での多機関からの意見を精神保健福祉施策に反映させています。各機関からの委員の出席率も実質91%以上あり、多岐にわたった関係機関による協議ができています。
③ 効率性	5	委員の都合がつかない場合は代理での出席が可能であり、多機関での協議会開催が可能となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>精神保健福祉協議会は、港区全体の精神保健福祉施策を協議する場であり、関係機関の連携を強化する上でも継続実施が適当です。議事内容については、社会情勢の変化や法改正に伴う区の体制等に応じて検討するとともに、他の関連会議体と効果的な連携を図ります。また、自殺対策関係機関連絡会の出席団体は、計画に沿って実施した事業等によって必要な団体に出席を依頼する必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 279

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	精神保健福祉相談	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図ります。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、関係機関等
事業の概要	<p>精神障害の早期対応と心の健康づくりの促進のため、月4回精神科医師により精神保健福祉相談・緊急時訪問事業を実施しています。精神障害や心の健康づくりに関する普及啓発活動として精神保健福祉講演会の開催、家族同士の交流・学習の場として家族会等を実施しています。</p> <p>(1) 相談及び訪問指導 こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族に対する相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は予約制で行っています。</p> <p>(2) 講演会 こころの病気についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。</p> <p>(3) 家族会及び家族教室 こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会や家族教室を開催しています。</p>
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46・47条 港区精神保健福祉相談実施要綱、自殺対策基本法

事業の成果

指標	指標1	精神保健福祉相談延人数			指標2	精神保健福祉講演会 1回あたりの参加人数			指標3	家族会1回あたりの参加人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	87	58		66.7%	平成27年度	90		50	55.5%	平成27年度
平成28年度	58	69	118.9%	平成28年度	50	52.3	104.7%	平成28年度	9.3	10.6	104.8%	
平成29年度	69	—	—	平成29年度	52	—	—	平成29年度	10	—	—	

成果の概要  
(指標の説明等)  
前年度と比較するため、当初予定は前年度実績です。平成27年度からの相談件数は58～87件で推移しています。精神保健福祉相談における医師の相談では、家族や関係者からの対応困難事例の相談も多数含まれます。また、アルコール等の依存症の相談ケースが増加傾向にあります。精神保健福祉講演会は、平成28年度の参加人数は微増しましたが、テーマにより参加人数のばらつきがあります。家族会では参加人数の変更はありませんが、家族会自体の中で新規参加者を支える様子があり、グループとしての効果が上がっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,813	731	0	2,082	0	0	-87	0	2,726	2,431	89%
平成28年度	2,223	2,223	0	0	0	0	-55	0	2,168	1,937	89%
平成29年度	1,808	1,522	0	286	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項  
自殺対策とうつ支援講演会委託料などの自殺予防に関連する予算項目を自殺対策推進事業に一本化し、平成29年度予算は減額しています

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	精神保健福祉相談の医師への賃金や講演会等の講師報償費予算の過半数を占めています。平成28年度は自殺対策とうつ支援講演会を一本化しました。引き続き、平成29年度も効率的な事務事業に努めます。	
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	保健福祉支援部事業概要より、港区の自立支援医療(精神通院)の受給者証所持者と手帳所持者は増加しており、精神障害者は増加傾向を認めます。精神科・心療内科の医療機関数も増加傾向にあります。困難を抱える本人や家族の相談、関係者からの相談ができる場所は少ないため、保健所では困難事例や医療ルートにのらない事例の相談が多くあります。	
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	民間医療機関や各種団体でも相談会や講演会を実施していますが、テーマや内容に偏りがある場合もみられます。他の自治体では、精神保健福祉相談と精神保健福祉講演会も特別区全区で実施しています。家族会については23区中22区が開催または支援を実施しています。	
区関与の必要性(実施する必要性)	精神保健福祉法46・47、48条で、普及啓発と精神保健相談は自治体の責務とされ、事業実施が、精神疾患の早期発見、治療とともに、困難な状況にある人の継続相談の契機となっています。今後も、自殺対策の観点からも精神保健福祉相談を港区独自で実施する必要があります。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	講演会のテーマや各種普及活動は時代の背景に合わせ、内容を検討していく必要があります。当事者の疾病分類や相談者の希望する相談内容に合わせて、相談担当医師の人選など、今後も検討していく必要があります。家族会では家族たちのお互いを支え合いたい気持ちが高まっていますが、参加者が高齢であり、自主化すると衰退していくことが予想されます。	
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	引き続き、事業は継続して行います。普及啓発である講演会や家族教室などは、現状のニーズに沿って、実施方法や実施内容について、検討をしていきます。	

一次評価(所管課による自己評価)

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。
② 効果性	4	各種事業の利用者に関しては、精神疾患への知識や理解の習得、当事者や家族の問題解決への支援につながっています。今後も区民のニーズや相談傾向をみながら相談医師の専門分野や講演会の内容など変更していく必要があります。
③ 効率性	4	事業の実施体制は効率性を維持できています。相談者は困難を抱えて相談の場に現れるため、タイムリーに医師の判断を仰ぐためには現状の月4回程度の相談の場が必要です。講演会や家族教室については集団で行うことで、個別面接を行うより効果的に精神保健分野への理解を深めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	精神障害の方の数は増加傾向にあり、それに伴い医療機関、就労移行支援など社会資源は増加傾向にあります。一方、困難な状況にある人の相談や家族や関係者の相談の場としても精神保健福祉相談は継続が必要です。自殺対策においても、区民の相談体制の確保、知識の普及啓発は区が実施しなくてはなりません。普及啓発である講演会や家族教室などは、現状のニーズに沿って、実施方法や実施内容について、検討をしていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 280

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	区民健康診査	開始年度	平成 5 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	健康増進法に基づき、区民の健康増進に向けた自主的な努力を促進するため、生活習慣病予防健康診査を実施することによって、生活習慣病及び結核等の早期発見に努め、事後必要な保健指導や栄養指導を行い、区民の健康づくりに資することとを目的とします。
事業の対象	30歳以上39歳以下の区民
事業の概要	30～39歳の区民を対象に医療法人社団こころとからだの元氣プラザに委託して、みなと保健所で、問診、身体測定、尿検査、血液検査、内科診察、胸部エックス線撮影、心電図検査を実施しています。また、必要に応じて保健指導（禁煙指導含む）及び栄養指導を行っています。30歳の区民に対しては、誕生月に郵送で個別通知を行っています。 費用は無料です。
根拠法令	健康増進法第4条・港区区民健康診査実施要綱

事業の成果

指標	指標1	区民健康診査実施回数			指標2	区民健康診査受診者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標	平成27年度	24	24	100.0%	平成27年度	1,680	1,014	60.4%	平成27年度			
	平成28年度	24	24	100.0%	平成28年度	1,680	894	53.2%	平成28年度			
	平成29年度	24	—	—	平成29年度	1,680	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	対象となる区民に健康診査の機会を確保し、健康診査を受診することにより生活習慣病を早期発見し、適切な早期治療や、運動・食事等による改善を行うことにより、区民一人ひとりの健康づくりに寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	21,892	21,892	0	0	0	0	177	0	22,069	21,068	95%
平成28年度	22,971	22,971	0	0	0	0	0	0	22,971	20,640	90%
平成29年度	22,818	22,818	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	受診率の向上を図るとともに、適宜、検診項目等、検診内容を見直し、削減に努めます。	
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	雇用形態の多様化により、健康診断等が受診できない区民の増加も考えられ、対象区民人口増加、及び生活習慣病に対する健康への関心は高まっています。	
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各区市町村でも後期高齢者医療制度加入者及び国民健康保険加入者に対して基本健診・特定健診を実施しています。また、各保険組合・協会けんぽ・共済組合でも40歳以上の加入者に対して特定健診を実施しています。	
区関与の必要性（実施する必要性）	生活習慣病予防のためには、30歳代から取組むことが重要とされています。30歳代の区民に当該健診を行うことで、早い年齢から取組が出来るので当該事業は妥当です。事業を区が実施しない場合、生活習慣病重症化の可能性が高くなり、区民生活への影響が大きいと思われます。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	生活習慣病予防による健康保持・増進を目指し、受診者の増加を図ることが必要です。より一層の広報活動を行うとともに、受診時の保育の拡充、受診時間帯の工夫など利用しやすい環境整備を検討していきます。	
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	受診者の増加を図るため、より受診しやすい体制、運営方法を検討します。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	生活習慣病の予防・早期発見の為に、希望する30代の区民に当該健康診査を実施することは事業目的と一致しています。
② 効果性	5	生活習慣病の予防や早期改善等へ向けた保健指導（禁煙指導を含む）や栄養指導及び医療機関への受診勧奨などで区民の主体的健康づくりに効果があります。事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	健診対象者数、受診数の増加が見込まれるため、事業の実施体制も常に検討する必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区民の生活習慣病予防・早期発見対策はとても重要で、区民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組めるよう、専門的知識を持つ担当者からの保健指導・栄養指導や環境整備も行っています。今後も、区民の病気予防・改善を目指し多くの区民が実施できるよう事業展開に努めます。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No 281

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	基本健康診査	開始年度	昭和 59 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	高齢社会を迎える中で、心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病に対する予防対策が重要な課題です。できるだけ多くの対象者が受診し、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指すとともに、生活習慣改善、自助努力を高めるために健康診査を実施することを目的としています。
事業の対象	40歳以上の区民で、生活保護受給者、ほかに健診受診の機会がない人及び後期高齢者医療制度加入者に対する健康診査です。 港区の特定健診及び社会保険加入の被扶養者で港区医師会との集合契約による特定健診受診者に、必要に応じて行う港区独自項目・詳細な健診項目等を実施します。
事業の概要	40歳以上の区民で、生活保護受給者、ほかに健診受診の機会がない人及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、港区医師会に委託し、区内の指定医療機関で健康診査を実施します。（7月から11月に実施、対象者に受診券を発送） 港区国民健康保険加入者、社会保険等加入の被扶養者が港区医師会で受診する集合契約に基づく健診受診者が特定健診受診時に基本健診項目の他に、胸部X線検査など港区独自項目や、眼底検査などの詳細な健診項目を必要に応じて受診できるようにしています。 健診費用は無料です。
根拠法令	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、港区基本健康診査事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受診率（後期高齢を除く）			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4,100	1,021	24.9%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	4,416	1,105	25.0%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	4,328	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	対象となる区民に健康診査の機会を確保し、健康診査を受診することにより生活習慣病を早期発見し、適切な早期治療や、運動・食事等による改善を行うことにより、区民一人ひとりの健康づくりに寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	263,214	253,743	0	9,471	0	0	-9,958	0	253,256	252,142	100%
平成28年度	258,390	251,228	0	7,162	0	0	-1,597	0	256,793	244,978	95%
平成29年度	303,604	288,871	4,452	10,281	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	高齢化社会を迎える中で、受診者は増加傾向にあります。生活習慣病に対する予防対策が必要であり、実施体制の検討が考えられます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	住み慣れた地域で、健康で暮らしていくため、今後も受診者数の増加が見込まれ、需要は高まると考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	健康増進法に基づき、各自治体において同様の事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく実施主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	受診者の増加にともない受診機会を確保するため、受診期間の延長など検討することも必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	受診率を高めるため、効果的な受診勧奨を検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初掲げた事業目的について現在も一致しています。
② 効果性	5	対象者への受診券の送付により、受診機会の確保を行っています。事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	健診対象者数、受診数の増加が見込まれるため、事業の実施体制も常に検討する必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					
<b>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</b> ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	心疾患、脳血管障害等生活習慣病を減らしていくためには、健康診査等で自分の健康状態を知り、健康づくりに主体的に取り組んでいくことが大切です。そのためには、受診者を増やし、区民一人ひとりが自分の健康状態を知るとともに、健康への意識を高める必要があります。今後も受診勧奨等普及活動を行い、受診者数の拡大を図ります。				

No 282

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	骨粗しょう症検診	開始年度	平成 7 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	対象区民に骨密度測定検査を実施し、骨粗しょう症の予防と早期発見に努めるとともに、医師の指示により適切な保健・栄養指導を行うことにより高齢者の寝たきり予防等を目的とします。
事業の対象	40歳以上の区民で5歳毎節目年齢の女性及び、過去5年以内に検診を受診していない20歳以上の女性
事業の概要	<p>1 特定健診、基本検診受診者のうち、40歳から70歳で5歳毎節目の女性を対象として、港区医師会に委託した区内指定の医療機関で、7月から11月の受診期間に同時実施しています。内容は、みなと保健所実施と同様のものです。対象者にはもれなく受診券を配布しています。</p> <p>2 20歳以上で5年ごとの節目年齢の女性、または過去5年以内受診していない女性を対象にみなと保健所で毎月2回申込定員制（各回20名）で行っています。内容は、骨密度測定後、医師の判定、保健・栄養指導を実施しています。</p> <p>1、2とも検診費用は無料です。</p>
根拠法令	健康増進法、港区骨粗しょう症検診事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受診者数（保健所分）			指標2	受診者数（委託分）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	400	497	124.3%	平成27年度	1,700	1,349	79.4%	平成27年度			
	平成28年度	400	375	93.8%	平成28年度	1,400	1,395	99.6%	平成28年度			
平成29年度	400	—	—	平成29年度	1,350	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	骨粗しょう症の早期発見による骨折等の予防とともに、検診の際に保健指導・栄養指導などを行い、店頭・骨折を防止し、筋力アップへの取組み、閉じこもり・低栄養予防など、健康保持・増進、健康づくりに関する知識の普及などに効果があります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,599	9,599	0	0	0	0	-1,700	0	7,899	7,554	96%
平成28年度	7,761	7,761	0	0	0	0	0	0	7,761	7,544	97%
平成29年度	7,794	7,794	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	対象者は横ばい状態ですが、健康寿命をのばし、元気に生活を送るためにも事業は大切であり、実施体制の工夫により削減に努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	受診者数は横ばい状態ですが、区民の関心は高く、若年層から高齢者まで女性に必要な検診です。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法に基づき、各自治体において同様の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	40歳から70歳までの節目年齢の女性だけでなく、20代の若年期から自身の骨密度の状態を知り、自分の健康管理につなげることが必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	みなと保健所では月2回定員制で行っていますが、国から5年ごとの受診方針が出されたため、受診者数は横ばい状態です。今後委託内容の見直しなど検討も予想されます。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	事前申込の受診者は減少していますが、区民健康診査（30～39歳）結果説明時での受診者は増加しています。事務改善を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初掲げた事業目的について現在も一致しています。
② 効果性	5	特定・基本健診で行う40歳から70歳の節目年齢とみなと保健所で受診可能な20歳からの女性に対し、自身の骨密度を知ること、区民の健康管理に貢献をしています。事業の実施手段は妥当です。
③ 効率性	4	適正に実施していますが、今後事業の実施体制を検討し、効率性を高めます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	自身の骨密度を知り、区民一人ひとりが骨粗しょう症の予防・改善を通して健康増進に結び付けるため、今後も効果的に実施できるよう事業の検討を含めて進めていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 283

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	肝炎ウイルス検診	開始年度	平成 14 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	ウイルス性肝炎を早期に発見し、肝炎が引き起こす健康障害（肝がん等）を回避し、症状の軽減、進行の遅延を図ること及び肝炎に関する正しい知識の普及を目的としています。
事業の対象	肝炎ウイルス検診を受けたことのない区民（年齢制限なし）
事業の概要	40歳以上の区民で肝炎ウイルス検診未受診者には受診券を発送し、39歳以下の区民は、申込により発送します。区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関にて実施します。（7月～11月、一部医療機関は通年で実施） 検診の結果、陽性者には必要に応じ保健指導の実施、肝臓専門機関への受診勧奨を行います。健診費用は無料です。
根拠法令	健康増進法、港区肝炎ウイルス検診実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	C型肝炎ウイルス検査受診者数			指標2	B型肝炎ウイルス検査受診者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	4,400	5,048	114.7%	平成27年度	4,400	5,050	114.8%	平成27年度			
	平成28年度	4,900	4,416	90.1%	平成28年度	4,900	4,418	90.2%	平成28年度			
平成29年度	5,900	—	—	平成29年度	5,900	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	ウイルス性肝炎の早期発見、適時適切な治療を促進するため、肝炎ウイルス検診の実施体制を整備すること及び肝炎ウイルス検診受診後における治療勧奨等により区民一人ひとりの健康づくりに寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	20,953	9,488	0	11,465	0	0	2,896	0	23,849	23,584	99%
平成28年度	23,219	10,470	0	12,749	0	0	0	0	23,219	20,630	89%
平成29年度	27,749	14,044	0	13,705	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	感染症の予防として必要な検診のため、コスト削減は難しいと考えられます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	日本人ががんに罹患するリスクとして、たばこに次いで多いのがウイルス細菌による感染です。今後、検診を希望する区民の受診機会の確保とともに、検診の結果、陽性の可能性がある人にウイルス性肝炎の専門的医療を結び付けるための働きかけが必要です。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	健康増進法に基づき、各自治体において類似事業(肝炎ウイルス検査)が実施されています。
区関与の必要性(実施する必要性)	健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられ、区の検診が実施主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	区民に対し感染予防や正しい知識の普及啓発のためのリーフレット作成、ホームページ内容の改善、通年受診できる医療機関の拡大が考えられます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	肝炎ウイルス検診は、国の「肝炎ウイルス検診実施要領」に基づき、健康増進事業として実施しています。検診後の陽性者を把握し、必要に応じ保健指導の実施、肝炎専門医療機関への受診勧奨など行っています。今後も未受診者に対し勧奨、検診内容の周知を行っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。
② 効果性	5	ウイルス性肝炎の早期発見、適時適切な治療の促進のため実施しています。検診受診後の治療勧奨により区民一人ひとりの健康づくりに関与しています。事業の実施手段は妥当です。
③ 効率性	4	受診者の増加によりコストも増加しますが、必要なコストと考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	国の「肝炎ウイルス検診実施要領」に基づく健康増進事業です。検診による陽性者の把握、保健指導、医療機関への受診勧奨など、今後も継続していきます。未受診者への啓発、周知を行い受診率の向上を目指します。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

No 284

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	健康教育	開始年度	平成 20 年度
所 属	みなと保健所健康推進課健康づくり係		
所 管 課 長	みなと保健所健康推進課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する正しい知識の普及啓発と実践の促進を図り、区民の健康づくりへの意識づけを行います。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通じた食育を推進します。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の概要	若い世代からの生活習慣病の予防、健康づくりに関する正しい知識の普及を目的とした講演会・教室を実施し、区民が自らの健康の保持増進に向けて自発的な行動がとれるようにします。また、乳幼児をもつ保護者を対象に、食生活や栄養についての相談会を実施、また離乳食の作り方をテーマに講習会を行います。
根拠法令	健康増進法

事業の成果												
指 標	指標1	健康講座の参加者数			指標2	生活習慣病予防講座、30健診要指導者向け講座参加者数			指標3	離乳食教室参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—	—	平成27年度	720	725	100.7%
平成28年度	—	—	—	平成28年度	—	—	—	平成28年度	720	746	103.6%	
平成29年度	420	—	—	平成29年度	310	—	—	平成29年度	720	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	指標3：離乳食に不安を抱えている保護者への支援を積極的に行い、達成率が向上しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,753	1,670	0	2,083	0	0	0	0	3,753	3,518	94%
平成28年度	3,059	714	0	2,345	0	0	0	0	3,059	2,337	76%
平成29年度	5,564	3,039	0	2,525	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東京都の医療保健政策区市町村包括補助の交付による財源の確保を図ります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	体験型の講座は区民の需要が高いため、開催回数を増やすことで、区民がより参加しやすい環境を作りました。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	各自治体においても、健康増進法に基づき、生活習慣病予防や、乳幼児をもつ保護者を対象にした食事の講習会を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	健康増進法に基づいた事業であり、区が実施主体となり区民の健康づくりを推進する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	統合 「栄養改善事業」との統合により、効果的・効率的な事業の実施を図り、内容を再構築します。
事業の課題	若い世代からの健康づくり推進を図るため、区民ニーズの高い体験型の講座を取り入れ、生活習慣病予防及び健康の保持増進に区民が継続的に取り組めるようにしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	栄養改善事業との統合により、運動と栄養の視点を取り入れた健康教育を引き続き実施します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民自らの健康に対する意識づけを高めるために事業をします。
② 効果性	4	体験型の講座の回数を多くし、区民がより参加しやすい環境作りを整えます。
③ 効率性	4	栄養改善事業と統合し、運動と栄養の視点から事業を計画できています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	体験型の講座への申し込みは多く、区民の健康づくりに対する意識の高さと関心の高さがうかがえることから、今後も健康講座の需要が見込まれます。若い世代からの健康増進を図るため、継続して事業を実施する必要があります。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

No 285

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	歯科保健事業推進協議会	開始年度 平成 6 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	
所管課長	みなと保健所健康推進課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める	
施策名	⑤ 健康づくりの積極的支援	

事業概要	
事業の目的	歯科医師会及び関係部署等と協議会を設け、歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的に運営し、切れ目のない歯科保健事業を推進します。
事業の対象	歯科保健事業の推進に関すること
事業の概要	<p>歯科口腔保健法に基づく歯科保健事業の推進に関する事項について協議します。</p> <p>【委員】          学識経験者、芝歯科医師会会長、麻布赤坂歯科医師会会長、芝歯科医師会副会長、麻布赤坂歯科医師会副会長、芝歯科医師会専務理事、麻布赤坂歯科医師会専務理事、みなと保健所長、高齢者支援課長、障害者福祉課長、保健予防課長、健康推進課長、子ども家庭課長、学務課長、その他会長が必要と認める者</p>
根拠法令	歯科口腔保健法、港区歯科保健事業推進協議会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	協議会開催回数			指標2	作業部会開催回数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	2	1	50.0%	平成27年度			
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	5	0	0.0%	平成28年度			
	平成29年度	2	—	—	平成29年度	4	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	港区の歯科保健に関する事業結果を報告し現状と課題を共有しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	378	378	0	0	0	0	0	0	378	352	93%
平成28年度	644	644	0	0	0	0	-91	0	553	288	52%
平成29年度	584	584	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	委員報酬等の必要経費については、削減が難しいですが、協議会の開催回数については、協議の必要により年間の開催を1回とする余地はあります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	今後も区における歯科保健に関する施策の総合的かつ効率的運営に資する協議を行うことが求められます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	【千代田区】年度末に年1回開催。主に事業評価を実施。区以外の委員は歯科医師会3名、学識経験者(大学教授)1名。 【中央区】年に2回開催。実績報告。健診業務の要望を検討。歯科医師会6名。保健所以外の区職員としては高齢、障害、介護等の課長も参加している。 【新宿区】年2回開催。主に事業評価、受診率の向上を検討。区以外の委員は歯科医師会4名、学識経験者(大学教授)3名
区関与の必要性(実施する必要性)	口と歯の健康向上は全身の健康向上に繋がることから、公益性が十分にあるため、区が実施する妥当性は高いです。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	お口の健診を始めとした区の歯科保健に関する様々な事業の展開や、施策について、費用対効果等総合的かつ効果的な検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	歯科保健事業は、これまでのお口の健診をはじめとした事業に加えて、平成29年度より口腔がん検診事業を新たに開始しました。これにより、お口の健診を年2回受診できるのに加えて、40歳以上の方は口腔がん検診も年1回受診が可能となりました。より区民の方にわかりやすい周知に努める必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	ライフステージに応じた歯科保健事業実施のために区と専門家との協議は不可欠です。
② 効果性	5	専門家や関係課との協議は今後の歯科保健事業に不可欠なため、本事業の効果的です。
③ 効率性	4	専門家や関係課の意見を効率的かつ的確に集約し、協議することができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>● 拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。</p> <p>● 継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。</p> <p>● 改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>● 統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>● 廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p>
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>歯科医師会は、区の各部署が担う歯科保健に関する業務に一貫して携わっています。区として総合的で一貫した歯科保健事業を行うためには、歯科医師会、関係部署等と情報共有し、協議を行う場合は必要です。また、必要に応じ分野毎の課題は作業部会を開催し協議します。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 286

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	障害者口腔保健推進事業	開始年度	平成 26 年度
所 属	みなと保健所健康推進課地域保健係		
所 管 課 長	みなと保健所健康推進課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかに安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	⑤ 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な者に対し、身近な場所で定期健診、保健指導、予防処置等の歯科診療が受けられる体制を推進します。
事業の対象	区内在住の障害者等
事業の概要	みなと保健所内にある港区口腔保健センターで、毎月第2土曜日の午前、第4土曜日の午後障害者歯科診療を行います。診療所の開設者は芝歯科医師会長とし、診療所運営は芝歯科医師会並びに麻布赤坂歯科医師会の両会に委託し実施します。
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条、港区口腔保健センター事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	72	57	79.2%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	72	58	80.6%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	72	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	区民の受診者数は確実に増加しており、事業に対する区民のニーズが高いことを示しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	8,252	8,252	0	0	0	0	2,140	0	10,392	10,056	97%
平成28年度	9,449	9,449	0	0	0	0	91	0	9,540	9,534	100%
平成29年度	9,282	9,282	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	障害者等に対する歯科診療は、障害者等の歯科診療の認定資格を持つ指導歯科医師と、両歯科医師会員の協力歯科医及び歯科衛生士で行っており従事者の削減の余地はありませんが、歯科衛生材料等の一般需用費に関しては歯科診療報酬分を補填すれば削減の余地があります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	障害者等が、歯科診療を受け場合特別な機材等が必要なため地域の歯科診療所が対応できるケースに限られており、地域で専門性の高い障害者歯科診療等を行う口腔保健センターは、区民の障害者等の歯科医療に対する医療不安を軽減できる場となり、区民のニーズが有ります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	都内で地区口腔保健センターを開設しているのは、区市町村19自治体で、センターは20か所あります。いずれも地域の歯科医師会が委託を受けて、利用者にとって身近な施設で障害者等の歯科診療を行っています。
区関与の必要性(実施する必要性)	障害者等にとって歯科診療が受けられる歯科医療機関の選択は限られています。また、特別な機材等や専門の認定資格が必要なため地域の歯科診療所が対応できる状況も限られており、区の口腔保健センターは、身近な地域で障害者等が安心して歯科診療を受診できる場となっており、区が実施する必要性が有ります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	開設以来、利用者も増加しており、新たに予約する場合約2か月待ちになっています。また、定期健診等の予約も適切な時期に取れなくなってきました。口腔保健センターの施設では、構造上シンク等の水回りの設備を整備できないため、むし歯等の歯科疾患にて歯を削った後の補綴処置等の対応が実施できない状況です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	利用者の増加による本施設のキャパシティや、本格的な診療に対応できない設備の限界に対応するため、本施設以外の設備や人材の整った区内医療資源の活用や、地域包括ケアシステム利用など、より効率的な障害者歯科保健事業の展開を進めることで事務改善が期待できます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	障害者等が専門性の高い歯科診療を身近な場所で受診ができる場として必要です。
② 効果性	4	身近な地域で、他の歯科医療機関等の連携も図りながら障害者等の歯科診療等を実施する施設として効果的な役割をはたしています。
③ 効率性	4	医療保険の歯科診療報酬を活用しながら、効率的な施設運営に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な区民に対し、地域の身近な場所で歯の定期健診、保健指導、予防処置等の歯科診療等が受けられることにより、区民の歯科医療不安の解決の役割を担う事業を今後も推進します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 287

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	在宅緩和ケア支援	開始年度	平成 19 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑥ がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	がん患者やその家族が、安心して住み慣れた地域で在宅療養が受けられることを目指し、医療・看護・福祉のネットワークを構築し、在宅療養の体制を整えます。
事業の対象	区内在住のがん患者やその家族、がんの在宅緩和ケアに関心がある区民
事業の概要	<p>港区立がん在宅緩和ケア支援センターの開設（平成30年4月）に向けて下記の事業を先行実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港区在宅緩和ケア支援推進協議会等を開催し、関係機関のネットワークの構築を推進</li> <li>・がん患者の容態急変時病床確保事業（レスパイト利用含む）</li> <li>・在宅緩和ケア患者・家族交流会（ミニ講話と相談の集い）</li> <li>・緩和ケアに関する区民講演会</li> <li>・みなと区民まつりにおける在宅緩和ケアブース出展（北里大学と連携）</li> <li>・区内（一部近隣区含む）の社会資源マップ掲載パンフレット作成</li> <li>・医療・看護・福祉等の従事者研修会</li> <li>・専門医師による面接相談、電話相談（がん医療相談室）</li> </ul>
根拠法令	港区在宅緩和ケア支援推進協議会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	電話相談事業の月平均利用人数（人）			指標2	面接相談事業の月平均利用人数（人）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	3	1	33.3%	平成27年度	3	6	200.0%	平成27年度			
	平成28年度	4	2	50.0%	平成28年度	4	1	25.0%	平成28年度			
平成29年度	4	—	—	平成29年度	4	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成26年度に、レベルアップ事業として医師と面接により相談ができる「面接相談」を新たに開始しました。平成25年度に試行した「電話相談」と合わせ、がん医療相談室として事業を行っています。専門医師が相談に応じており、医療相談としては充実したものとなっておりますが、事業の利用数としては、ごく少数にとどまっている状況です。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	6,893	1,122	0	5,771	0	0	-743	0	6,150	4,031	66%
平成28年度	6,174	2,729	0	3,445	0	0	-978	0	5,196	4,262	82%
平成29年度	5,071	2,537	0	2,534	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金を活用し、財源の確保を図ります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	相談内容や相談相手の拡充の必要が見込まれます。相談内容は、医師による医療相談のほか、仕事や生活資金など社会的、経済的な悩みや不安の解消及びがんアピアランス（ウィッグ、医療用下着等外見に関する支援）の相談体制の構築等が考えられます。又、相談相手は、看護師やメディカルソーシャルワーカー等、各分野の専門家も加えるほか、ボランティア及び支援団体の活用等によるピアサポート（同じ境遇の者同士による共助）などが考えられます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	病院内に「緩和ケア支援センター」を設置している都道府県は一部ありますが、これらは医療機能を兼ね備えたものです。支援事業については、区市町村でも実施しているところはあります。また、国の方針に基づき、がん診療連携拠点病院（港区には4か所）の機能強化が進んでいます。相談事業については、がん診療連携拠点病院における「がん相談支援センター」での実施内容と重複しています。民間支援団体等においても実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	港区で、がんは死因の第1位であり、平成26年には、508人の方ががんで死亡し、死亡の32.1%を占めています。国、都のがん対策の法令、計画に沿い、区民の生命、健康を守るために、がん患者及び家族の在宅療養や在宅緩和ケアを支援することは、区が行う妥当性があります。平成28年2月策定の「港区がん対策アクションプラン」に計上されています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	相談事業については利用数が少ないため、事業内容及び周知方法の見直しが必要です。平成30年4月開設予定の港区立がん在宅緩和ケア支援センターにおいては、平成26年度にレベルアップ事業とした相談事業以外の事業についても、近年の環境変化を踏まえて全体的に内容の見直しが必要です。在宅緩和ケアにおいて重要な多職種連携による事業は、区全体で構築を進めている「地域包括ケアシステム」と重複する部分があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	港区立がん在宅緩和ケア支援センターの開設に向け、指定管理者が行う業務と区が引き続き行う業務の整理を含め、事業全体の見直しを行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	港区で、がんは死因の第1位であり、区民の生命、健康を守るために、住み慣れた地域で安心して在宅療養を受けられることを目指す上で、区による支援は必要です。
② 効果性	3	病院等での急性期の治療を終えて、住み慣れた地域で安心して在宅療養を受けられることを目指す上で、効果的であるとして、平成25年4月に策定された「（仮称）みなと在宅緩和ケア支援センター事業計画」に計上されています。
③ 効率性	3	現在、相談事業については、在宅緩和ケアに実績と専門性を持ったNPO法人に委託していますが、平成30年4月開設予定の港区立がん在宅緩和ケア支援センターにおける事業手法等については、今後検討していきます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 継続	<input checked="" type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	平成25年4月に策定された「（仮称）みなと在宅緩和ケア支援センター事業計画」に基づき、各事業を先行実施してきましたが、港区立がん在宅緩和ケア支援センターが平成30年4月に開設予定となったことに伴い、事業の実施手法を改善します。港区立がん在宅緩和ケア支援センターは、指定管理者制度を導入して管理運営をすることとして、事業者候補者の選定中です。事業内容については、事業者の提案に基づき、地域包括ケアシステムとの関係やその他の動向を踏まえて改善する方向で検討していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 288

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	大腸がん検診	開始年度	平成 2 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑥ がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ります。
事業の対象	35歳以上の区民 国の指針では40歳以上を対象としています。
事業の概要	35歳以上の区民を対象に、区が委託する検診期間にてがん検診を実施します。（毎月実施、申込制、定員あり） 40歳以上の区民を対象に、区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関にてがん検診を実施します。（7月、11月実施、対象者に受診券を発送） 健診費用は無料です。
根拠法令	健康増進法、港区がん検診実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30,190	30,193	100.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	29,490	29,318	99.4%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	32,890	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	がんによる死亡者数の減少のためには、有効性が認められたがん検診を行い、がんを早期発見することが重要です。また、がん検診は高い受診率を達成しなければ十分な効果が望めません。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	161,204	145,797	13,407	2,000	0	0	-1,561	0	159,643	159,351	100%
平成28年度	155,790	153,790	0	2,000	0	0	-1,370	0	154,420	153,620	99%
平成29年度	172,283	171,283	0	1,000	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	受診者数の増加、受診率の向上を図るため、必要なコスト増加が考えられます。国、都の補助金事業を活用することで、歳入の確保を図ります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区民のがんによる死亡は依然として増加傾向にあり、最近は高齢者だけではなく若年者のがんも増えており、今後この傾向が続くものと見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法に基づき、各自治体において類似事業（がん検診）が実施されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が、健康増進法に基づくがん検診の主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	受診者数の増加、受診率の向上及び効果的な検診の実施が重要です。未受診者、関心を持つ区民に対しそれぞれ有効なメッセージの発信により行動を促します。受診期間の延長については港区医師会等関係機関と検討を行います。また、がんによる死亡率の減少に向け要精密検査者の受診率の向上などががん検診の精度管理上の対策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	要精密検査の受診調査等の把握について検討を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	早期発見が重要であり、当初掲げた事業目的について現在も一致しています。
② 効果性	5	受診者は増加しています。また要精密検査結果において早期発見につながっています。
③ 効率性	4	対象者数、受診者数の増加によりコストも増加しますが、早期発見、早期治療による死亡率減少の為受診者の増加や効果的な検診が必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	がん検診は、受診率の向上を図るとともに、科学的根拠のある方法で、精度管理に基づく質の高い検診の実施により、がん予防や死亡率の減少に結び付きます。今後は、国の指針に基づく精度管理の向上に努めます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 289

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	肺がん検診	開始年度	昭和 62 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑥ がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ります。
事業の対象	40歳以上の区民 国の指針も40歳以上としています。
事業の概要	平成25年度まで、対象は40歳以上で喫煙指数600以上等の区民としていましたが、平成26年度からは、40歳以上の区民となりました。 区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関でがん検診を実施します。（7月から11月実施、対象者に受診券を発送） 健診費用は無料です。
根拠法令	健康増進法、港区がん検診実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	21,900	27,083	123.7%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	27,200	26,948	99.1%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	32,800	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	がんによる死亡者数の減少のためには、有効性が認められたがん検診を行い、がんを早期発見することが重要です。また、がん検診は高い受診率を達成しなければ十分な効果が望めません。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	194,679	192,679	0	2,000	0	0	8,479	0	203,158	203,000	100%
平成28年度	212,294	210,294	0	2,000	0	0	-19,387	0	192,907	189,577	98%
平成29年度	255,996	254,996	0	1,000	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	受診者数、受診率の向上により必要なコストが増加します。都の補助金事業を活用することで、歳入の確保を保っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区民のがんによる死亡は依然として増加傾向にあり、最近は高齢者だけではなく若年者のがんも増えており、今後この傾向が続くものと見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法に基づき、各自治体において類似事業（がん検診）が実施されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が、健康増進法身に基づく検診の実施主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	受診者数の増加、受診率の向上及び効果的な検診の実施が重要です。未受診者、関心を持つ区民に対しそれぞれ有効なメッセージの発信により行動を促します。受診期間の延長については港区医師会等関係機関と検討を行います。また、がんによる死亡率の減少に向け要精密検査者の受診率の向上などががん検診の精度管理上の対策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	要精密検査の受診調査等の把握について検討を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	早期発見が重要であり、当初掲げた事業目的について現在も一致しています。
② 効果性	5	受診者数は減少していますが、早期発見に向けて必要な事業です。
③ 効率性	4	対象者数、受診者数の増加によりコストも増加しますが、早期発見、早期治療による死亡率減少の為受診者の増加や効果的な検診が必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	がん検診は、受診率の向上を図るとともに、科学的根拠のある方法で、精度管理に基づく質の高い検診の実施により、がん予防や死亡率の減少に結び付きます。今後は、国の指針に基づく精度管理の向上に努めます。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

No 290

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	喉頭がん検診	開始年度	平成 18 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑥ がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ります。
事業の対象	40歳以上の区民
事業の概要	40歳以上で、喫煙指数600以上等の区民を対象に、港区医師会に委託し、区内指定医療機関でがん検診を実施します。(7月～11月実施、対象者に受診券を発送) 検診費用は無料です。
根拠法令	健康増進法、港区がん検診実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4,500	4,353	96.7%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	4,500	4,207	93.5%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	4,700	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	がんによる死亡者数の減少のためには、有効性が認められたがん検診を行い、がんを早期発見することが重要です。また、がん検診は高い受診率を達成しなければ十分な効果が望めません。											

事業費の状況(単位：千円)												
年度	予算状況									決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
平成27年度	48,288	48,288	0	0	0	0	-1,400	0	46,888	46,692	100%	
平成28年度	48,273	48,273	0	0	0	0	0	0	48,273	45,121	93%	
平成29年度	50,432	50,432	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
予算・決算に関する特記事項												

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	受診者数の向上を図るとともに、適宜、実施方法等を見直し、削減に努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区民のがんによる死亡は依然として増加傾向にあり、最近は高齢者だけではなく若年者のがんも増えており、今後この傾向が続くものと見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法に基づき、各自治体において類似事業（がん検診）が実施されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が、健康増進法に基づくがん検診の実施主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	受診者数の増加、受診率の向上及び効果的な検診の実施が重要です。未受診者、関心を持つ区民に対しそれぞれ有効なメッセージの発信により行動を促します。受診期間の延長については港区医師会等関係機関と検討を行います。また、がんによる死亡率の減少に向け要精密検査者の受診率の向上などががん検診の精度管理上の対策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	要精密検査の受診調査等の把握について検討を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	早期発見が重要であり、当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。
② 効果性	4	40歳以上の対象者には、個別に検診受診券を発送するなど、十分な受診機会の確保を行っており、事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	対象者数、受診者数の増加によりコストも増加しますが、早期発見、早期治療による死亡率減少の為効果的な検診が必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	がん検診は、受診率の向上を図るとともに、科学的根拠のある方法で、精度管理に基づく質の高い検診が実施されることにより、がんの予防や死亡率の減少が望めます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

No 291

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	前立腺がん検診	開始年度	平成 18 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係		
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑥ がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ります。
事業の対象	55～75歳の奇数年齢に該当する男性区民
事業の概要	55～75歳の奇数年齢に該当する男性区民を対象に、区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関でがん検診を実施します。（7月から11月実施、対象者に受診券を発送） 検診費用は無料です。
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2,900	2,850	98.3%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	2,800	2,741	97.9%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	3,050	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	がんによる死亡者数の減少のためには、有効性が認められたがん検診を行い、がんを早期発見することが重要です。また、がん検診は高い受診率を達成しなければ十分な効果が望めません。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	10,421	10,421	0	0	0	0	24	0	10,445	10,241	98%
平成28年度	10,042	10,042	0	0	0	0	31	0	10,073	9,790	97%
平成29年度	10,886	10,886	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	受診者数の向上を図るとともに、適宜、実施方法を見直し、削減に努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区民のがんによる死亡は依然として増加傾向にあり、最近は高齢者だけでなく若年者のがんも増えており、今後この傾向が続くものと見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	健康増進法に基づき、各自治体において類似事業（がん検診）が実施されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が、健康増進法に基づくがん検診の実施主体です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	受診者数の増加、受診率の向上及び効果的な検診の実施が重要です。未受診者、関心を持つ区民に対しそれぞれ有効なメッセージの発信により行動を促します。受診期間の延長については港区医師会等関係機関と検討を行います。また、がんによる死亡率の減少に向け要精密検査者の受診率の向上などががん検診の精度管理上の対策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	要精密検査の受診調査等の把握について検討を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	早期発見が重要であり、当初掲げた事業目的について現在も一致しています。
② 効果性	4	受診者は減少していますが、検診によって早期発見につながっています。
③ 効率性	4	対象者数、受診者数の増加によりコストも増加しますが、早期発見、早期治療による死亡率減少の為受診者の増加や効果的な検診が必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	がん検診は、受診率の向上を図るとともに、科学的根拠のある方法で、精度管理に基づく質の高い検診の実施により、がん予防や死亡率の減少に結び付きます。今後は、国の指針に基づく精度管理の向上に努めます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	